

静岡県動物愛護管理推進計画（案）に関する県民意見提出手続（パブリックコメント）
の結果及び御意見に対する静岡県の考え方

受付数

電子メール	ファックス	郵送・持参	合計
215名 県民：55 県民以外：149 不明：11	9名 県民：5 県民以外：4	1,463名 県民：1,463	1,687名

※ 延べ人数

静岡県民：1,523名

静岡県民以外：153名

不明：11名

意見数総数：5,864件

第1 計画の概要

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
1:P1 (計画の趣旨)	「…動物が人の生命、身体、財産を侵害することのないよう…」を「侵害すると同時に、人が動物を飼育する者の財産に相当する飼育動物を誘拐・窃盗あるいは捕獲・虐待・殺害・遺棄などにより侵害することのないよう…」に修正すること。 (類似意見 2件)	基本的な考えを示すものであるため、修正の必要はないものと考えています。
3:P1 (施策の取組方針)	「人と動物の安全と健康の確保」を「人と動物の安全・安心と健康の確保」に修正すること。 (類似意見 2件)	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。

第2 計画の体系

意見なし

第3 課題と施策の展開

I 飼い主責任の徹底

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
管理目標	「殺処分頭数10年後に半減」を「5年後に半減 10年後に0」に変更すること。	負傷動物等死期を早めることが適当である場合や譲渡には不適當な場合もあること等から、必要な殺処分はあるものと考えています。

管理目標	回復の見込みがない動物等以外の動物の譲渡返還目標を100%とし、10年間で殺処分頭数の目標を0とするべきである。 (類似意見 134件)	殺処分頭数は、引取りや譲渡・返還などの結果で構成される総合的な成果指標であることから、個々個別に目標設定はしていません。 また、本県の現状においては、殺処分もやむを得ない状況であると考えています。
管理目標	殺処分頭数の数値目標は犬、ねこ別に設定すること。 (類似意見 11件)	殺処分頭数は、引取りや譲渡・返還などの結果で構成される総合的な成果指標であることから、現時点において犬・ねこ別に目標設定はしていません。
管理目標	犬・ねこそれぞれの、譲渡・返還率目標値(率)を追加するべきである。	同上
管理目標	犬・ねこ別の譲渡率の数値目標を追加するべきである。 (類似意見 20件)	同上
管理目標	犬・ねこ別に、引取頭数、返還・譲渡率の数値目標を設定し、引取頭数は70%減少を目指すこと。	同上
管理目標	犬・ねこ別に、引取頭数、返還・譲渡率の数値目標を設定し、保健所ごとの目標値も設定すること。	同上
1 (終生飼養・不妊去勢等の普及)	ペットが処分される実態・実情を広く県民に周知し、終生飼養の普及を図ること。 (類似意見 3件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1	動物の繁殖をしている個人及び業者を登録制にした上で、繁殖した動物の繁殖年月日の記録など個体管理をさせ、終生飼養するよう指導すること。	御提案の登録制及び個体管理をするに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1	自治体及び獣医師会が協力して、動物の不妊去勢手術費用の負担軽減を図り、不妊去勢を徹底すること。 (類似意見 3件)	飼い主のいないねこについては、御提案の趣旨を本計画に盛り込んでいるものと考えています。 なお、飼い主の不妊去勢措置は、自己負担が原則であると考えます。
1	動物の不妊去勢費用を助成し、助成に係るパンフレットを配布し、周知すること。 (類似意見 2件)	同上
1	全市町で動物の不妊去勢手術の助成制度を制定すること。 (類似意見 7件)	助成金等の制度創設は、市や町の判断によるものであると考えます。
1	動物の不妊手術のための募金制度を制定すること。	寄付金等の募金制度は、民意により創設されるものと考えています。

1	犬・ねことともにワクチンの接種・避妊去勢手術の実施を義務付けること。	本県では、必要な場合は飼い主が犬・ねこの繁殖制限に努めるよう動物愛護条例で定めてあります。 また、ワクチン接種の必要性については、普及に努めているところであります。
1	不妊去勢をしていない飼い主を指導し、改善がみられない場合は、所有権を剥奪すること。 (類似意見 2件)	御提案の内容を実施するに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1	引取りを求める飼い主に対し、殺処分の映像を見せる等、現状を知らせるべきである。 (類似意見 125件)	施策の実施の際に、参考とします。
1	引取りを求める飼い主に対し、終生飼養等飼い主責任の徹底を図るために、その事由、頻度・頭数に応じて不妊去勢等に関する助言を行うこと。 (類似意見 12件)	引取りを求める飼い主に対しては、文書等で終生飼養や不妊去勢等の普及を図っており、その内容の充実を図ってまいります。
1	複数回引取りを求める飼い主に対し、犬・ねこの不妊去勢を引取りの条件とすること。	御提案の内容を実施するに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1	引取りを求める飼い主に対し、不妊去勢を義務付けること。 (類似意見 2件)	同上
1	引取りを求める飼い主に対し、譲渡会に参加させるなどして引き取った動物を譲渡させるようにすること。 (類似意見 2件)	本県では、飼い主には、やむを得ず飼養することができなくなった場合に、新たな飼い主を探すよう動物愛護条例で定めており、新しい飼い主を探す仕組み作りについては、本計画に盛り込まれております。
1	やむを得ない理由がある場合のみ引取りを行うこと。	動物愛護管理法に基づき実施してまいります。
1	回復の見込みのない動物以外の引取りを廃止すること。 (類似意見 2件)	同上
1	引取りの際に身分証明書の提出や住所氏名等を記載させること。 (類似意見 130件)	引取りにあたっては、住所、氏名及び電話番号の記載を求めています。
1	引取りを求めた飼い主の氏名、住所を保存し、再発防止のため追跡調査を行うこと。 (類似意見 5件)	引取依頼者の住所等は保存しておりますので、施策の実施に当たり、参考とします。

1	<p>定時定点回収車による引取りを廃止するべきである。</p> <p>(類似意見 165 件)</p>	<p>本県の引取頭数の現状やこれまでの経緯から、速やかな廃止は困難であると考えます。</p>
1	<p>定時定点回収車による引取りを廃止するまでは、市町職員、ボランティア及び動物愛護推進員を引取場所に配置し、複数回持ち込んでいるか、どのような理由で持ち込んだのかなどを聴取させ、処分の様子や文書による訓告、持ち込み手数料の徴収をすること。</p> <p>(類似意見 10 件)</p>	<p>持ち込み手数料の徴収方法を検討する中で、御指摘の趣旨を参考とします。</p>
1	<p>保護した動物を返還する時に、飼い主に対して殺処分の映像を見せるなどして、現状を知らせるべきである。</p> <p>(類似意見 2 件)</p>	<p>返還の際に飼い主に対して口頭で所有者明示を指示するとともに、殺処分の現状について伝えております。</p>
1	<p>犬・ねこの殺処分方法や処分場所を公開し、現状を知らせるべきである。</p> <p>(類似意見 3 件)</p>	<p>殺処分頭数については、毎年公表しており、方法や場所については、求めに応じて回答しております。</p>
1	<p>月1回市町の広報などにより犬・ねこの不妊手術の徹底を図るべきである。</p> <p>(類似意見 15 件)</p>	<p>御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。</p>
1	<p>愛護動物の遺棄・虐待に対する罰則の周知を追加すること。</p>	<p>御指摘の趣旨は、本計画の「Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保」の中に盛り込まれているものと考えています。</p>
1 (1) :P10	<p>愛護教室等だけではなく、県民全体へ終生飼養、不妊去勢等の普及を行う必要がある。</p>	<p>御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。</p>
1 (1) :P10	<p>「…終生飼養や不妊去勢等の普及啓発を図ります。」を「普及啓発を図り、動物愛護管理法第44条による、遺棄、虐待に対する罰則の周知をします。」に修正する。</p> <p>(類似意見 9 件)</p>	<p>御提案の加筆内容は、本計画の「Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保」の中に盛り込まれているものと考えています。</p>
1 (2) :P10	<p>「…終生飼養や不妊去勢の実施や、動物の性成熟時の…」を「不妊去勢の実施や、動物愛護管理法第44条による、遺棄、虐待に対する罰則の周知、動物の性成熟時の…」に修正する。</p> <p>(類似意見 9 件)</p>	<p>同上</p>
1 (2) :P10	<p>動物取扱業者に対して、顧客への不妊去勢の推進、飼い主の遵守事項などの普及啓発を行うよう指導すること。</p> <p>(類似意見 4 件)</p>	<p>御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。</p>

1 (2) :P10	動物取扱業者に対して、年に1回立入調査を実施し、動物の適正飼養等について普及啓発するべきである。 (類似意見 3件)	過去に指導等を受けた業者に対しては複数回の立入検査を実施するなど、効率的に普及啓発に努めております。
1 (2) :P10	動物取扱業者の知識向上のため、動物取扱責任者研修において簡単な試験等を実施すること。 (類似意見 2件)	御提案の試験等については、平成19年度から実施しております。
1 (3) :P10	捕獲犬及び迷子犬の返還率の向上に努めること。 (類似意見 2件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (3) :P10	動物の所有者明示の普及を図ること。 (類似意見 3件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (3) :P10	獣医師会に働き掛け、パンフレットを配布することであらゆる世代に鑑札着用の普及啓発をすること。	御提案の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (3) :P10	機能性、デザイン性にすぐれた鑑札を考案し、普及させることを検討すること。 (類似意見 2件)	鑑札の形状等の検討は、市や町の判断によるものですが、本年度、県としても市町に対して、必要な助言しております。
1 (3) :P10	犬の鑑札を廃止又は取り付けやすい大きさにすること。	同上
1 (3) :P10	狂犬病予防注射会場などで注射済票を渡す場合は獣医師の協力のもと、その場で首輪につけさせること。	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (3) :P10	販売に供する動物に対してマイクロチップの装着を義務付けること。 (類似意見 2件)	御提案の義務付けをするに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (3) :P10	動物を飼養する場合はマイクロチップの装着を義務化するとともに、動物取扱業者はマイクロチップを埋め込んだ上販売することを義務化する。この際、違反した場合の罰則を設けること。 この施策を導入することにより、10年後マイクロチップ装着率100%を目標とすること。 (類似意見 6件)	御提案の義務付けや罰則規定を設けるに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (3) :P10	犬・ねこ用の身分証明書を作成し、マイクロチップの装着を義務付けること。	御提案の義務付け等をするに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (3) :P10	迷子札による所有者明示を義務付けること。	御提案の義務付けをするに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。

1 (3) :P10	迷子札による所有者明示を義務付け、マイクロチップ導入については獣医師会等と協議すること。 (類似意見 2件)	御提案の義務付け等をするに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。 また、マイクロチップの導入については、飼い主の判断によるものと考えます。
1 (3) :P10	計画においてマイクロチップを推進する場合は、引取り時にマイクロチップリーダーでチップを確認すること。	所有者明示については、今後、積極的に推進してまいります。マイクロチップに特定したものではありません。
1 (3) :P10	マイクロチップリーダーを犬・ねこを取り扱う場所へ設置すること。 (類似意見 3件)	各保健所、動物管理指導センターに設置済みです。
1 (3) :P10	マイクロチップは動物への安全性、交通事故等による破損及び埋め込む事によるメリット・デメリット等説明した上で勧めること。 (類似意見 23件)	マイクロチップの使用に当たっては、飼い主が自ら獣医師等と相談して判断すべきであると考えます。
1 (3) :P10	所有者明示としては、法律で装着が義務付けられている特定動物や特定外来生物を除いて、マイクロチップを推進せず、鑑札や名札など容易に固体識別が可能なものを推進すべきである。 (類似意見 98件)	所有者明示の方法については、飼い主自らが判断すべきであると考えます。
1 (3) :P10	マイクロチップを安価で装着できるように業界、獣医師会へ呼び掛けること。	業界及び獣医師の経済活動の中で、マイクロチップの費用は決定されてくものと考えます。
1 (4) :P10	引取りの有料化を早く導入するべきである。 (類似意見 4件)	御提案の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (4) :P10	犬・ねこの引取りはすべて有料化を導入すること。(類似意見 134件)	飼い主のいる犬・ねこの引取りについて、有料化すべきであると考えています。
1 (4) :P10	動物取扱業者からの引取りも例外なく有料化すること。	施策の実施の際に、参考とします。
1 (4) :P10	引取手数料を高額に設定すべきである。また、動物取扱業者から動物を引き取る場合は、一般県民より高額にするべきである。(類似意見 136件)	同上
1 (4) :P10	引取り時に動物病院の安楽死と同等の金額、飼養費用及び治療代(動物が負傷している場合)を徴収し、その後の飼養管理の費用に当てること。 (類似意見 131件)	同上

1 (4) :P10	引取り時に飼い主から狂犬病予防注射の接種、ワクチンの接種等に係る獣医師の診断書の提出を求めること。その提出がない場合は、血液検査やワクチン費用等を請求すること。また、不妊していない場合もその費用を請求すること。	同上
1 (4) :P10	引取手数料が高額だと遺棄される危険があるため、手数料を十分考慮した額とすること。	御指摘のとおり対応してまいります。
1 (4) :P10	有料化に伴い、遺棄が増えるのではないかと危惧するため、有料化と平行して遺棄が犯罪であることを改めて周知すること。 (類似意見 2件)	御提案の趣旨は本計画の「Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保」の中に盛り込まれているものと考えています。
2 (ねこへの対応)	ねこの不妊去勢手術の助成金制度を導入すべきである。(類似意見 21件)	飼い主のいないねこについては、本計画に盛り込まれているものと考えています。 また、飼いねこについては、自己負担が原則であると考えます。
2	ねこの不妊去勢手術の助成金制度を全市町に導入すべきである。 (類似意見 3件)	助成金等の制度創設は、市や町の判断によるものであると考えます。
2	飼い主のいないねこの不妊去勢手術の助成金制度を全市町に導入すべきである。	同上
2	飼い主のいないねこの不妊去勢手術の助成金制度を導入すべきである。	御要望の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
2	ねこの避妊手術の徹底を図ること。 (類似意見 2件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
2	飼いねこ不妊去勢処置を義務化すること。	本県では、必要な場合は飼い主がねこの繁殖制限に努めるよう動物愛護条例に明定めてあります。
2	ねこの飼い主に対し、避妊去勢を義務付け、手術費用は県が負担すること。	本県では、必要な場合は飼い主がねこの繁殖制限に努めるよう動物愛護条例に定めてあります。 また、手術費用については、飼い主の責任として行われるべきものあり、自己負担が原則であると考えます。
2	ねこの屋内飼養を徹底すること。 (類似意見 4件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
2	ねこの屋内飼養を義務付けること。	御提案の義務付けをするに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。

2	ねこのふん尿等に苦慮している住民へねこの回避グッズを斡旋すること。	御意見にあるような事例の解決策は、本計画に盛り込まれているものと考えています。
2 (1) :P11	施策(1)「屋内飼養の推進」を「ねこの飼養3原則の推進」(屋内飼養、不妊去勢手術の実施、個体標識の装着)に変更すべきである。(類似意見 23件)	不妊去勢措置の推進及び個体識別の装着については、本計画に盛り込まれているものと考えています。
2 (2) (3) :P11	飼い主のいないねこに対するTNR活動を普及啓発すべきである。 活動への妨害行為や不適切な活動については指導を実施し、罰則等を条例で制定するよう検討すること。 TNR活動は以下のとおりとする。 ・地域の問題として自治会等が地域全体で取り組むよう指導 ・餌やり、排泄物の管理 ・行政との協力体制 ・不妊去勢の低料金実施を獣医師会等へ呼びかける (類似意見 127件)	施策の実施の際に、参考とします。
2 (2) (3) :P11	地域住民やボランティア及び獣医師と協力して、地域ねこ活動やTNR活動を推進する。 (類似意見 16件)	同上
2 (2) (3) :P11	地域のねことして愛護、管理する方法を推進すること。	御提案の手法は、施策実施の参考とします。
2 (2) (3) :P11	飼い主のいないねこの活動を妨害する者に対して、罰則を設けること。	御提案の罰則を設けるに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
2 (2) (3) :P11	獣医師に対して研修を行い、飼い主のいないねこの不妊去勢時の適正な取扱い等を説明し、その研修を受けた獣医師のみが飼い主のいないねこの不妊去勢手術の実施を行えるものとする。	飼い主のいないねこの不妊去勢手術の実施者を特定の獣医師に限定する必要はないものと考えています。
2 (2) :P11	各地の先進的な取組みや成功事例等を参考に地域の実情に即したマニュアルを作成し、必要に応じて適宜改定するような柔軟なものとする。 (類似意見 3件)	施策の実施の際に、参考とします。
2 (2) :P11	「地域猫」という言葉を計画中に盛り込むべきである。	飼い主のいないねこについては、それぞれの地域で様々な手法が取られていることから、いわゆる「地域猫」に限定した表現はとっておりません。

2 (2) :P11	無責任な餌やりをする者への対応など具体的な案を示すこと。	今後、飼い主のいないねこの管理マニュアルを策定する中で、示してまいりたいと考えています。
2 (3) :P11	公共施設などでの飼い主のいないねこ対策を施設管理者、市町、ボランティア等が協力し、実施できるよう支援すること。 (類似意見 126 件)	御要望の趣旨については、本計画に盛り込まれているものと考えています。
2 (3) :P11	「…飼い主のいないねこの管理マニュアルの周知を図ります。」を「…周知を図るため、関係機関のWebサイトに載せ、市町民の集う公的場所には常に置いてもらうよう働きかけ、また広報などでも知らせます。」に修正する。 (類似意見 10 件)	御指摘の趣旨については、本計画に盛り込まれているものと考えています。
3 (新しい飼い主を探す取組みの推進施策)	飼えなくなった動物の譲り受けを一般家庭で行う場合の相談を受け、指導等すること。 (類似意見 125 件)	保健所、動物管理指導センターにて対応しております。
3 (1) :P13	犬・ねこの譲渡事業を県政だより、新聞及びテレビ等で幅広く周知を図ること。 (類似意見 3 件)	広報媒体を活用して、幅広く可能な限り周知してまいります。
3 (1) :P13	新しい飼い主を探す譲渡システムの推進をするべきである。 (類似意見 2 件)	御指摘の趣旨については、本計画に盛り込まれているものと考えています。
3 (1) :P13	譲渡動物を一時的に飼養管理するボランティアを募集し、譲渡を拡大すること。 (類似意見 4 件)	御指摘の趣旨については、本計画に盛り込まれているものと考えています。
3 (1) :P13	十分に時間をかけて、できる限り譲渡できる状態になるまで保護し、譲渡すること。 (類似意見 2 件)	施策の実施の際に、参考とします。
3 (1) :P13	責任をもって飼える人が判断した上で譲渡すること。	あらかじめチェックシート等を使用して、適性を判断した上で譲渡しております。
3 (1) :P13	動物の習性や治療費等金銭的な負担の説明などを記載した譲渡マニュアルを作成し、飼養希望者には講習等実施後、譲渡すること。 (類似意見 128 件)	マニュアルの作成に当たっては、今後の参考とします。
3 (1) :P13	譲渡会を月に数回実施し、各地域の祭典等の会場においても実施すること。 (類似意見 3 件)	施策の実施の際に、参考とします。

3 (1) :P13	譲渡会を休日にも開催すること。	施策の実施の際に、参考とします。
3 (1) :P13	動物の譲渡は動物の精神的ストレスを考慮した場所で実施すること。 (類似意見 2件)	施策の実施の際に、参考とします。
3 (1) :P13	譲渡後、追跡調査を実施し、不妊処置及び飼養環境を確認すること。 (類似意見 129件)	施策の実施の際に、参考とします。
3 (1) :P13	譲渡された飼い主が定期的に状況報告をするよう義務付けるべきである。	施策の実施の際に、参考とします。
3 (1) :P13	犬・ねこの不妊処置をした上で譲渡すること。 (類似意見 2件)	不妊去勢の措置は、飼い主の責任として実施するべきものと考えます。
3 (1) :P13	譲渡した動物は原則不妊処置を義務化すること。(類似意見 127件)	動物愛護条例では、飼い主が必要に応じて犬・ねこの繁殖制限に努めるよう定めてあります。
3 (1) :P13	ペットショップやボランティア団体と連携し、ねこの譲渡拡大を図るべきである。 (類似意見 32件)	施策の実施の際に、参考とします。
3 (1) :P13	成犬に限らず、すべての動物を譲渡対象とするべきである。	施策の実施の際に、参考とします。
3 (1) :P13	センター等で収容した犬・ねこを動物愛護団体や獣医師会等と協力のもと、アニマルセラピー、生活支援犬、災害救助犬モンキー犬などに供するよう育成すること。 (類似意見 29件)	御指摘の介助犬等の育成には、専門的な技術等を必要とすることから、現時点で県が直接実施することは困難ですが、このような活動を実施する関係団体から要望があれば、譲渡してまいります。
3 (1) :P13	譲渡料は無料とすること。	施策の実施の際に、参考とします。
3 (1) :P13	生命を無償で取引する事が軽視につながりかねないので、譲渡料を徴収すること。	同上
3 (2) (3) :P14	ボランティアや個人で保護活動を実施する者に対して相談窓口を設置し、支援するとともに、譲渡希望者に紹介等を実施すること。 (類似意見 2件)	御提案の仕組みは今後、譲渡の拡大をするに当たり有用だと考えています。
3 (2) (3) :P14	ポッチとニャンチの愛の伝言板や新しい飼い主を探すWebサイトについては、譲渡時の確認や譲渡後のフォローができるようにすること。 (類似意見 2件)	施策の実施の際に、参考とさせます。

3 (2) :P14	「…ポッチとニャンチの愛の伝言板の設置を設置する取組みを支援します。」を「取組みを支援し、その情報を広報、自治会の回覧版などに掲載します。」に修正する。 (類似意見 11 件)	施策の実施の際に、参考とさせます。
3 (2) (3) :P14	ポッチとニャンチの愛の伝言板を見やすい場所へ設置すること。 (類似意見 2 件)	伝言板を見やすい場所へ設置するよう関係団体及び市町へ働きかけてまいります。
4 (1) : P15 (高齢社会への対応)	ボランティア制度を導入していただきたい。	御要望の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
4 (1) : P15	「成犬から飼養することなどの」は成犬に限る必要はない。	基本的な考え方を例示したもので、成犬に限ったものではありません。
4 (1) : P15	高齢者が飼養困難になった場合に、ボランティアだけでなく、行政も助言・支援をする仕組みを考慮すること。	これから制度設計をするに際し、参考とします。
4 (1) : P15	高齢者・身体障害者などの飼っている動物の動物病院への搬送、散歩などを代行するボランティアの育成を行い、必要に応じて行政が費用を負担すること。 (類似意見 2 件)	ボランティアの自主性によりその活動内容は決定されるものと考えており、御提案の趣旨については、制度設計の際に、参考とします。
4 (1) : P15	高齢者・身体障害者などで動物の世話等の助けを必要とする者を各市町で把握し、助言や新しい飼い主を探すなど、未然にトラブルを防ぐこと。 (類似意見 2 件)	御提案の趣旨も踏まえ、施策の実施の際に、参考とします。
4 (1) : P15	広報、指導等を実施し、高齢者がペットを飼えなくなるような状況になる事を未然に防ぐこと。 (類似意見 2 件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
その他	収容した動物、動物の死体及び負傷動物の収容場所、収容年月日、動物種及び動物の特徴などの詳細な情報を記録・保存し、インターネットだけでなく幅広く情報提供し、返還・譲渡に努めること。 (類似意見 132 件)	施策の実施の際に、参考とします。
その他	譲渡・返還のため、収容した動物は寄生虫等の駆除、血液検査及び検便検査等を実施し、健康維持に配慮すること。 (類似意見 125 件)	動物の健康管理については、御指摘の趣旨を踏まえ、配慮に努めております。

その他	引き取られた動物は4週間程度収容し、返還・譲渡の機会を増やすべきである。 (類似意見 110件)	施策の実施の際に、参考とします。
その他	犬・ねこの収容期間を延長すること。 (類似意見 5件)	同上
その他	捕獲犬の収容期間を3日間ではなく、14日間程度延長すること。	同上
その他	2日間の公示を3週間以上の公示とすること。	御提案の公示の延長を実施するに当たっては、狂犬病予防法の改正が必要になります。
その他	処分頭数削減のため、動物の繁殖、販売業者の新規登録を禁止すること。	御提案の内容を実施するに当たっては、動物愛護管理法の改正が必要になります。

II 人と動物の安全と健康の確保

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
管理目標	苦情・相談の件数の数値目標を苦情の件数のみに設定し、目標を件数0とすること。	苦情と相談とは明確に区分できるものではないと考えます。
1 (苦情等を減らす取組みの推進)	動物飼養者の近隣トラブルを未然に防ぐため、相談窓口を設置すること。 (類似意見 2件)	保健所、動物管理指導センターにて対応しております。
1	動物に係るトラブル等により動物の保護が必要な場合は、消防署や警察等と協力するようマニュアルを作成・配布し、理解や協力を求めること。 (類似意見 2件)	動物の保護については、様々なケースが想定されるため、関係機関等と協力し、状況に応じたそれぞれの役割を明確にして、適切な対応を図っているところです。
1	愛玩動物、産業動物、実験動物はそれぞれの意味をもって必要であることを正確に伝えるため、広く専門家から各動物の必要性を伝える施策が必要である。	普及啓発の際に、参考とします。
1 (1) :P20	地域での動物に起因する問題に対し、動物愛護及び管理の両面からの事案解決を図るようなルール作り等を支援すること。 (類似意見 3件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (1) :P20	地域活動の一環としてウンチクリーンアップ運動等に取り組むこと。 (類似意見 3件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (2) :P20	悪質な動物取扱業者に対する業務停止命令を追加すること。	本計画は基本的な考えを示すものであり、御指摘の趣旨は文意に含まれているものと考えています。

1 (2) :P20	動物取扱業者に対し、販売するために店頭で動物を並ばせない等の厳しい指導等を実施すること。	店頭販売については、現状、動物愛護管理法で認められており、制限することはできません。
1 (2) :P20	ペットショップやインターネットでの生体販売を禁止すること。	御提案の生体販売を禁止するに当たっては、動物愛護管理法の改正が必要になります。
1 (2) :P20	動物を繁殖させ売買する場合は個人でも動物取扱業の登録をさせること。 (類似意見 136 件)	動物愛護管理法に基づき、個人であっても登録が義務付けられています。
1 (2) :P20	動物取扱業者が繁殖させる動物を登録制にし、年齢や繁殖回数等の制限を設け、遵守しない場合は取扱業の登録を剥奪する等の措置をとるべきである。 (類似意見 136 件)	御提案の登録制等を実施するに当たっては、動物愛護管理法の改正が必要になります。
1 (2) :P20	動物取扱業者が適正飼養しているか厳しい基準を設け、年1回立入調査を実施する。または、許可制にして、基準に満たない業者は登録しないようシステムを構築すること。 (類似意見 24 件)	御提案のようなシステムを構築するに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (2) :P20	指導改善のみられない悪質な動物取扱業者に対し、厳しく処罰し、二度と動物取扱業を営めないように他県とも連携をとること。 (類似意見 2 件)	動物愛護管理法等の規定の中で、適切に対応しております。
1 (2) :P20	動物取扱業者は半年に1回立入調査を実施するべきである。 (類似意見 10 件)	過去に指導等を受けた業者に対しては、複数回の立入検査を実施するなど、効率的な指導に努めてまいります。
1 (2) :P20	動物取扱業者は年に1回立入調査を実施し、遵守事項等を確認し、指導等を行うこと。 (類似意見 6 件)	同上
1 (2) :P20	動物取扱業者は年に1回抜き打ちで立入調査を実施し、遵守事項等を確認し、指導等を行うこと。 (類似意見 2 件)	同上
1 (2) :P20	繁殖業者は年に数回立入調査を実施すること。	同上
1 (2) :P20	動物取扱業者に対する立入調査は、施設の飼養している場所全てを確認し、動物の健康と安全維持に努めること。	御指摘のとおり実施しております。

1 (2) :P20	動物取扱業者に対するボランティアによる覆面捜査やその際の権限について検討するべきである。	御提案の内容を実施するに当たっては、動物愛護管理法の改正が必要になります。
1 (2) :P20	動物取扱業者の適正化及び知識の向上を図るため、動物取扱責任者研修を義務付け、年1回以上開催する。 (類似意見 2件)	動物愛護管理法で規定されているため、法に従い適正に実施しております。
1 (2) :P20	動物取扱業者が販売に供する動物の年齢制限(8週齢以上)を設けるべきである。	御要望の件については環境省で検討しており、その内容に即して対応してまいります。
1 (2) :P20	3ヶ月未満の子犬・子ねこの販売を禁止すること。	同上
1 (2) :P20	動物取扱業者が繁殖に供さなくなった動物を適正に飼養するよう指導すること。 (類似意見 135件)	御指摘の趣旨は、本計画の「I 飼い主責任の徹底」の中に盛り込まれているものと考えています。
1 (2) :P20	動物取扱業者に対し、購入者にあつた犬種を勧めるよう指導すること。	御指摘の趣旨は、本計画の「I 飼い主責任の徹底」の中に盛り込まれているものと考えています。
1 (2) :P20	購入者から遺棄・虐待を防止するような契約書を取るようにすること。	御提案の内容を実施するに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (2) :P20	動物取扱業者が自宅を利用して業を営んでいる場合は、自宅も飼養施設と判断するか、自宅を利用できないような制度作りが必要である。	動物取扱業に供する動物を自宅で取り扱う場合は、自宅も飼養施設とみなすよう動物愛護管理法に定められています。
1 (2) :P20	繁殖業者の管理を徹底すること。	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (2) :P20	動物愛護管理法を活用して、病気の動物を治療しなかったり、商品にならない動物を殺処分したりした場合に動物虐待として取り扱うこと。	例示された案件が発生した場合には、動物愛護管理法に基づき、適正に指導しております。
1 (2) :P20	動物取扱業の登録時に、供託金制度を導入し、感染症の発生などがあつた場合にその供託金から出金して処理すること。	供託金制度を導入することは、業者の発意によるものであると考えます。
1 (2) :P20	動物取扱業者が実施する新しい飼い主への説明に「避妊・去勢の普及啓発」も追加するべきである。	御指摘の趣旨は本計画の「I 飼い主責任の徹底」の中に盛り込まれているものと考えています。
1 (2) :P20	動物取扱業に係る相談窓口を設置する。 (類似意見 2件)	動物取扱業に係る相談は、保健所で対応しております。

1 (3) :P20	「…飼い主のいないねこの管理マニュアルの周知を図ります。」を「…周知を図るため、関係機関のWebサイトに載せ、市町民の集う公的場所には常に置いてもらうよう働きかけ、また広報などでも知らせます。」に修正する。 (類似意見 9件)	御指摘の趣旨については、本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (4) :P21	動物を飼養する学校でのかかりつけ獣医師の体制を推進し、学校飼育動物の普及活動を支援する。 (類似意見 3件)	御提案のかかりつけ獣医師体制の詳細はわかりませんが、獣医師会の協力を得て、相談等に対応する体制を整備しております。
1 (4) :P21	動物を飼養する学校における獣医師の定期的な指導を実施すること。	同上
1 (4) :P21	学校で飼われている動物に不妊去勢手術を実施すること。	不妊去勢手術の実施については、飼い主である学校が判断するべきものと考えます。
1 (4) :P21	動物を飼養する学校に対して、動物の治療費などの助成制度を導入すること。 (類似意見 2件)	教育委員会等へ伝えてまいります。
1 (4) :P21	動物に対する飼い方、遺棄虐待の現状、殺処分状況及び動物とふれあう場の提供をするなど巡回訪問し、学校の授業の一環として盛り込むよう教育局との協力体制を整備すること。 (類似意見 7件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (4) :P21	獣医師による出張教室を開き、動物愛護教育を推進すること。	同上
1 (4) :P21	教員への動物愛護教育を実施すること。	御提案の要望に応じて実施する体制を整えております。
1 (4) :P21	センターに収容した動物の世話を手伝ってくれるボランティアを学校単位で募集する。 (類似意見 2件)	施策の実施の際に、参考とします。
1 (4) :P21	センターを開放し、小学生等が家族で動物とふれあうことができるよう整備すること。 (類似意見 2件)	動物管理指導センターで実施しております。
1 (5) :P21	動物の遺棄をしないよう広報紙や立看板により周知するべきである。 (類似意見 16件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。

1 (5) :P21	<p>「…動物愛護管理法に基づく指導等の徹底を図るとともに、悪質な事例については、警察等と連携しながら告発も…」から「悪質な事例については」を削除し、「警察と連携しながら、抑制法規を示したポスターを掲げたり、告発も」に修正する。</p> <p>(類似意見 10 件)</p>	<p>基本的な例示を示したもので、修正の必要はないものと考えます。</p> <p>また、抑制法規の周知については、施策の実施の際に、参考とします。</p>
1 (5) :P21	<p>遺棄を未然に防止するため、広報紙などに動物愛護管理法第44条を載せたり、捨てねこの多い場所に注意喚起の掲示板を置く等の措置を行う。</p> <p>(類似意見 10 件)</p>	<p>御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。</p>
1 (5) :P21	<p>不適切な飼養をする飼い主や遺棄・虐待に係る対応マニュアルを作成し、専門の調査員、市町、ボランティア、動物愛護推進員及び警察等と協力し、指導、所有権の剥奪等を強化すべきである。</p> <p>専門の調査員については、動物愛護先進国の手法等により創設・育成し、調査員を特別司法警察職員とする方向で国に立法措置を求めること。</p> <p>(類似意見 127 件)</p>	<p>現行の遺棄等の対応については、県等の職員が主体となって対応するものとしております。</p> <p>また、御提案の調査員制度については、今後の施策の実施の際に、参考とします。</p>
1 (5) :P21	<p>虐待事例に対し、市町や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、動物愛護先進国の手法などについて研修を実施すること。</p> <p>(類似意見 10 件)</p>	<p>動物愛護推進員の研修の際に、参考とします。</p>
1 (5) :P21	<p>動物愛護管理部局と警察との連帯関係を作ること。</p> <p>(類似意見 3 件)</p>	<p>御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。</p>
1 (5) :P21	<p>動物を虐待している者及び放し飼いや飼育放棄をしており、指導に従わない飼い主は厳しく処罰すること。</p>	<p>御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。</p>
1 (5) :P21	<p>ねこが増えている地域を把握し、ボランティアと協力して不適切な飼い主を指導すること。</p>	<p>御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。</p>
1 (5) :P21	<p>不適切な飼い主への罰則強化をすること。</p> <p>(類似意見 4 件)</p>	<p>御提案の罰則強化をするに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。</p>

1 (5) :P21	虐待の通報をしやすい環境を整備すること。 (類似意見 2件)	通報先(保健所、動物管理指導センター)の周知に努めてまいります。
1 (5) :P21	県民に対して虐待発見時の通報を義務付けること。	御提案の義務付けをするに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (5) :P21	野良犬、野良ねこが多くいる場所は遺棄・虐待事例がみられるため、警察が巡回するよう依頼すること。 (類似意見 2件)	施策の実施の際に、参考とします。
1 (5) :P21	多頭飼養者を各市町で把握し、迫害されないように生活を守り、不適切な飼養者については指導し、トラブルを未然に防ぐこと。 (類似意見 124件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (5) :P21	多頭飼養者や餌やりをしている者で不妊去勢を実施していない場合は、不妊去勢するよう指導し、本人が実施困難な場合は、金銭面、動物病院の紹介及びボランティアの紹介等を行うこと。また、指導に従わない場合は罰金や所有権剥奪などの措置をとること。 (類似意見 125件)	不妊去勢措置等については、本計画に盛り込んでおりますが、御提案の所有権剥奪などの措置を実施するに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (5) :P21	多頭飼養者を届出制とし、飼養頭数の制限をするべきである。 (類似意見 2件)	御提案の届出制や飼養頭数の制限を実施するに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (5) :P21	遺棄の防止とともに、外来生物や野生動物について、飼養が法律で禁止されていることを周知するべきである。 (類似意見 2件)	関係機関と連携して周知に努めてまいります。
1 (6) (7) :P21	実験動物施設及び産業動物関係機関は行政の立入検査要請があった場合に、施設等を公開するよう義務付けること。 (類似意見 3件)	御提案の義務付けを実施するに当たっては、動物愛護管理法の改正が必要になります。
1 (6) :P21	実験動物施設への立入調査の回数を多くするべきである。	実験動物のあり方や3Rの原則等を、獣医師である職員が立入調査を実施しており、引き続き、その充実を図ってまいります。

1 (6) :P21	動物実験は3Rの原則を遵守させ、動物実験は最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反した者には氏名・機関等の公表等罰則規定等を策定すべきである。 (類似意見 125件)	罰則規定を設ける場合は、動物愛護管理法の改正が必要になります。
1 (6) :P21	動物実験の県民への公開をさせること。	動物実験施設が判断すべきものと考えます。
1 (6) :P21	実験動物に苦痛を与える行為の具体例とその禁止事項を追加すること。	環境省の基準等に基づき、適正に指導等を実施してまいります。
1 (6) :P21	3Rの原則の1つである代替法を推進し、必要に応じて代替法推進費用の負担も検討すること。 (類似意見 2件)	代替法の推進・指導については、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。 また、費用は、動物実験施設管理者等が負担すべきものであると考えます。
1 (6) :P21	実験動物の繁殖販売業者に対して立入調査を行うこと。 (類似意見 2件)	施策の実施の際に、参考とします。
1 (7) :P21	と畜場、食鳥処理場にも動物愛護管理法第40条の観点から立入調査すること。 (類似意見 2件)	施策の実施の際に、参考とします。
1 (8) :P21	集合住宅における飼養管理マニュアルを作成し、指導等を実施すること。	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (8) :P21	公営住宅においてペットが飼養できるよう検討すること。	公営住宅の設置者等が検討すべきものであると考えます。
1 (8) :P21	行政が認めたボランティアは集合住宅において、規約以上の頭数の動物を飼養管理することを許可すること。 (類似意見 124件)	当該住宅の設置者等が検討すべきものであると考えます。
2 (動物由来感染症の予防方法等の普及)	小学校等で飼養する動物に係る動物由来感染症の情報を提供できる体制を構築すること。 (類似意見 2件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
3 (災害時の動物対策の推進)	災害時に警察と連携して動物の避難等を実施するよう、警察の動物愛護法の知識向上を図り、協力体制を構築すること。 (類似意見 126件)	災害時の動物の避難等については、「静岡県被災動物救護計画」等に基づき対応してまいります。
3	災害時の対応に備え、実験動物の種類や飼養頭数、実験内容を把握しておくこと。 (類似意見 2件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
3 (1) :P24	被災動物救護センターを災害時以外にも、ボランティアの活動拠点の場やシェルターとして活用すること。	被災動物救護センターは災害時に限り設置されるものです。

3 (1) :P24	近年の大震災を教訓に、被災動物救護センターの設置候補地の選定等を実施すること。	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
3 (1) :P24	他都道府県からかけつけて来る獣医師の指揮系統も考慮すること。	御提案の趣旨を踏まえ、関係団体と調整してまいります。
3 (2) :P25	避難所のペット対策マニュアルを広く県民に周知すること。	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。

Ⅲ 地域活動の充実

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
1 (ボランティアの活動支援)	ボランティア活動を推進する法令を制定すること。	御提案の趣旨の観点からも、ボランティア活動による動物愛護推進に努めてまいります。
1	譲渡ボランティアが不妊去勢や健康診断等の費用を軽減できるよう獣医師会等に協力要請すること。 (類似意見 2件)	御指摘のボランティア活動の支援を実施するよう関係団体と協議しております。
1 (1) :P29	個人で活動している人や新たなボランティアの育成をするべきである。 (類似意見 2件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (1) :P29	ボランティア団体や個人ボランティアたちが情報を共有できる場所を設けること。	同上
1 (1) :P29	行政担当者などがボランティアの現状を聞く場を設けること。	同上
1 (1) :P29	町内会長など、地域の責任者を対象に市町がボランティア活動に係る説明会を開くこと。	同上
1 (2) :P30	動物愛護推進員の委嘱にあたっては、動物愛護に偏らない適切かつ客観的な指導ができる者を採用するべきである。	施策の実施の際に、参考とします。
1 (2) :P30	「…県及び市町は必要に応じて、自治会や動物からの迷惑を受けている者が一堂に会して協議する場を設けます。」を「県及び市町は自治会や苦情のある市町民のところに出向き、必要な説明や方法を提起し、時に応じて一堂に話し合う場を設けます。」に修正する。 (類似意見 8件)	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。
1 (2) :P30	動物愛護推進員の活動を市町単位でより具体的にして、公民一体となる活躍の場を与えること。	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。

1 (2) :P30	動物愛護推進員は、公園や地域を巡回して虐待・飼養放棄などがなく監視・指導を実施し、指導改善がみられない場合は、市町及び県に報告し、動物の保護・安全に努めること。	御指摘の趣旨については、動物愛護推進員の活動内容に含まれるものと考えています。
1 (2) :P30	動物愛護推進員に指導資格を持たせること。 (類似意見 2件)	動物愛護推進員に権限を持たせるには、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
1 (3) :P30	地区ごとにボランティアを指定し、地域活動を管理すること。	施策の実施の際に、参考とします。
1 (3) :P30	ボランティア活動を推進するモデル地域を設定し、地域での動物愛護の普及活動への支援を行う。 (類似意見 4件)	施策の実施の際に、参考とします。
1 (3) :P30	住民とボランティアとの間でトラブルが発生しないように、各市町と協力し、ボランティアを支援すること。 (類似意見 3件)	御指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。
1 (3) :P30	行政と連携した活動を行うため、ボランティア登録制度を導入すること。 (類似意見 3件)	施策の実施の際に、参考とします。
1 (3) :P30	ボランティアに対して動物の治療、保護に必要な備品及び必要経費等の助成金制度を検討すること。 (類似意見 2件)	関係団体とボランティア活動の財源支援について検討しております。
1 (3) :P30	多くの人が積極的にボランティア活動に取り組めるよう、その価値や評価を高め、認めて行くこと。	ボランティア活動の取組みを広く県民に周知することにより、その価値や評価を高めてまいります。
1 (3) :P30	広報、ホームページ等によりボランティアを募集すること。	施策の実施の際に、参考とします。
2 (1) :P31 (情報提供の充実施策)	動物愛護管理に関する情報の提供は、インターネット以外の媒体も考えるべきである。	御提案の趣旨を踏まえ、加筆いたします。
2 (2) :P31	ボランティアとの協働が確立されてから、ボランティア活動に関する情報提供を実施すべきであり、現時点での情報提供は時期尚早である。	新たなボランティアの掘り起こし活動のために必要な情報は、提供すべきものであると考えます。
その他	犯罪防止の一環として児童の下校時間や夜間に散歩の実施をするボランティアを各地域で募集する。 (類似意見 4件)	施策の実施の際に、参考とします。

その他	幼弱な子犬・子ねこの育児ボランティアを育成・募集する。 (類似意見 2件)	同上
-----	--	----

その他の意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
	動物の殺処分方法は麻酔薬による安楽死に移行するべきである。 (類似意見 134件)	動物愛護管理法に基づき、適切な殺処分方法により実施しております。
	殺処分時に睡眠薬を使う等、苦痛の軽減に努めること。 (類似意見 2件)	同上
	収容した動物は雄雌、小型犬・大型犬、老犬・老ねこを分けて飼養し、温度調整・適切な給餌等を実施し、臨床経験豊富な獣医師により健康管理すること。 (類似意見 128件)	収容した動物については、可能な範囲で健康状態に配慮した飼養に努めてまいります。
	負傷動物を保護した場合は、獣医師による治療・ワクチン接種を施すこと。 (類似意見 2件)	負傷動物については、獣医師会等の協力を得て、保護・治療に努めております。
	市町が実施する不妊手術、治療、飼養目的以外の捕獲のための捕獲器の貸出しを廃止するべきである。 (類似意見 11件)	市や町の判断によるものと考えます。
	遺失物法の改正に伴う対応について、計画に記載すべきである。	遺失物（動物）の取扱いについては、警察と協議済みであり、その周知を図っているところです。
	ペットを飼養する場合は、飼養免許制度を取り入れるべきである。 (類似意見 3件)	御提案の飼養免許制度を導入するに当たっては、動物愛護管理法等の改正が必要になります。
	ねこの登録制度を導入すること。	同上
	動物に関する様々な相談に答える窓口を設置すること。	保健所、動物管理指導センターにて対応しております。
	動物の飼養に関する相談を受け、必要に応じてボランティア等を紹介等すること。 (類似意見 126件)	同上
	市町へも動物愛護行政担当窓口を設置すること。 (類似意見 2件)	市や町の判断によるものと考えます。

	保護協会は地域ボランティア等から実情を聞き、今後の活動方針等を決定すること。	保護協会に伝えてまいります。
	<p>公共のシェルターを作っていただきたい。シェルターの用途は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の情操教育 ・住民への動物愛護の教育・情報提供 ・負傷した犬・ねこの保護 ・譲渡動物の情報管理・情報提供 ・動物をめぐる近隣トラブルに係る動物の隔離・保護 ・避妊去勢の援助 ・災害発生時の動物救護の活動拠点 ・飼い主のいない犬・ねこの環境改善 <p>(類似意見 1,457件)</p>	御要望として承ります。
	犬税を徴収し、その税金をシェルターなどに使用すること。	御要望として承ります。
	センターのシェルター機能を強化するために、必要な施設の整備を行うこと。	シェルター機能（一時保護機能）の強化には、施設整備だけではなく、ボランティアや関係団体との連携を図ることにより、総合的に機能するよう本計画に盛り込まれております。
	動物愛護推進員と連携して、放し飼いや糞の放置防止等適正飼養の周知を図る場として、ドッグランが必要である。	施策の実施の際に、参考とします。
	自治会長等に動物愛護管理の教育をすること。	広く県民に動物愛護管理を普及してまいります。
	市町担当職員や警察関係者への動物愛護管理の教育をすること。	市町担当職員に対しては研修等実施しているため、対象の拡大に努めてまいりたいと考えています。
	保健所職員の動物愛護管理の教育を強化すること。	毎年適時適切な講習会等を実施していると考えています。
	検討委員会にボランティア活動の現場に近い方を参加させるべきである。	施策の実施の際に、参考とします。